

**地域密着型サービス事業候補者募集要項**

**<平成27年度開所分（第3回）>**

**平成27年5月**

**京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課**

## 地域密着型サービスを整備・運営する事業候補者の公募について

京都市では、地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定に当たり、指定申請に至る前段の  
手続として事業候補者の公募を実施しています。

今回、平成27年度中に開所できる事業所の公募を、下記のとおり実施します。

記

### 1 募集する地域密着型（介護予防）サービス

- (1) 認知症対応型共同生活介護 171人分
- (2) 地域密着型特定施設入居者生活介護 69人分
- (3) 地域密着型特別養護老人ホーム 116人分

※ (1)については、1つの事業所につき3ユニットまでの応募が可能です。

※ (2)及び(3)については、1つの事業所の定員は29人以下です。

※ (3)については、ユニット型（全室個室）のみとします。

※ (3)を整備する場合は、公募によらず、(1)を併設することができます。

ただし、(1)の併設は2ユニット（18人分）までとし、応募する(3)の定員数以下とします。

### 2 応募資格

#### (1) 共通事項

ア 応募する地域密着型サービスを、直接運営する事業者であること。

イ 過去に本市が実施した公募において選定された事業者については、選定された事業計画  
内容（併設事業所を含む。）を履行していること。

※ 事業所を休止や廃止、開所を遅延している場合等も不履行となります。

ウ 平成27年度中に、開所できる事業者であること。

※ 応募されるサービスの基準を満たさない場合は、選定された場合でも失格とします。

※ 同一法人による複数計画の応募も可能です。

エ 公募受付締切日において、過去5年の間に、本市公募案件で選定を取り消された事業者  
（事業予定者を含む。また、その役員及び役員就任予定者を含む。）でないこと。

#### (2) 認知症対応型共同生活介護

小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設すること  
（新設に限る。）。

※ 認知症対応型共同生活介護単独での応募はできません。

#### (3) 地域密着型特別養護老人ホーム

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45条）第22条に規定する社会福祉法人又はこれから  
社会福祉法人の設立を予定している者であること。

イ 応募の際は、あらかじめ理事会等で相談を行うこと。また、法人認可の所管庁と協議の  
うえ応募すること。

- ウ 新たに法人設立する場合については、法人の基本財産、理事等の役員構成、施設長資格等について制限があるため、あらかじめ法人認可を担当する所管庁と十分協議を行うこと。
- エ 1(1)を併設する場合については、応募時点で既に特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）を運営している法人であること。

※ この場合においては、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する必要はありません。

### 3 受付期間等

(1) 受付期間

平成27年5月18日（月）から平成27年5月29日（金）まで（土、日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

### 4 受付場所

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

### 5 応募方法

(1) 提出書類

3の受付期間内に、事前協議書及び添付書類をA4判ファイルにとじて、2部提出してください（添付書類は、事前協議添付書類一覧を参照してください。）。

※ 事前協議書の様式及び添付書類の参考様式は、京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課のホームページからダウンロードできます。

(2) 提出方法

持参のみ受け付けます。（必ず事業を実施される法人の方が持参してください。）

(3) その他

ア **提出書類に不備があった場合は受け付けられません。**

イ 事前協議書については、記入欄内に収まるように記載してください。**別紙を使用したり、申請書様式を変更されている場合は、受け付けられません。**

ウ 事前協議書及び添付書類を提出される際は、担当者が書類を確認しますので、事前に担当者と来課される日程の調整を行ってください。

### 6 選定方法

- (1) 選定に当たっては、評価表（認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設については**別紙1**、地域密着型特別養護老人ホームについては**別紙2**）に基づき、事業者から提出された内容及び地域の優先度を総合的に評価し、学識経験者等で構成される京都市高齢者施策推進協議会に置く部会において、事業候補者を選定します。

- (2) 認知症対応型共同生活介護については、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の設置がない圏域の案件を優先して選定します（別紙3参照）。
- (3) 地域密着型特別養護老人ホームに認知症対応型共同生活介護を併設する案件を優先して選定します。
- なお、選定に当たっては、次の順で優先します。
- ア 本市において地域密着型特別養護老人ホームの運営実績を3年以上有しており、かつ、本市に主たる事務所を有する法人の案件
- イ 本市において地域密着型特別養護老人ホームを運営しており、かつ、本市に主たる事務所を有する法人の案件
- ウ 本市において特別養護老人ホームを運営しており、かつ、本市に主たる事務所を有する法人の案件
- エ 地域密着型特別養護老人ホームの運営実績を3年以上有している法人の案件
- (4) 選定に当たっては、部会において、条件を付すことがあります。この条件については、応募事業者に対し事業計画内容への反映可否についての回答を求めます。その回答を踏まえ、事業候補者として選定します。
- (5) 事業候補者の選定については、募集の枠内で行いますが、評価表において同一の評価順位であった場合、次の順で事業者を選定します。
- ア 評価表の点数が高い事業者
- イ くじ引き

## 7 優先する地域

### (1) 認知症対応型共同生活介護

募集する地域の優先度<平成27年度開所分（第3回）>別紙3参照

### (2) 地域密着型特定施設入居者生活介護（A>B）

A	B
左京，中京，東山，南，洛西，深草	北，上京，山科，下京，右京，西京，伏見，醍醐

### (3) 地域密着型特別養護老人ホーム（A>B）

A	B
上京，東山，下京，南，洛西	北，左京，中京，山科，右京，西京，伏見，深草，醍醐

## 8 選定までの流れ（予定）

平成27年 5月18日（月）	公募の受付開始
平成27年 5月29日（金）	公募の受付締切
平成27年 5月18日～	書類審査，ヒアリング，計画地の現地調査及び応募事業者が運営する既存事業所への実地調査 (注) 書類審査以外は，必要に応じて実施します。
平成27年 6月中旬	京都市高齢者施策推進協議会に置く部会での選定
平成27年 7月上旬	選定結果の通知

※ 本公募に関する質問については、公募の受付期間中に随時受け付けます。

※ ヒアリングについては、応募事業者（応募する法人）に在籍し、事業説明ができる方が出席してください。

## 9 補助金

施設・事業所の整備や開設準備に当たり、交付金による補助の対象となる場合があります。（応募事業者が補助金を希望しても、必ずしも本市が予算措置するとは限りません。）  
補助金を希望する場合は、速やかに当課施設整備担当にご相談ください。

## 10 注意事項

- (1) 同一計画地で、同一サービスを複数応募することはできません。
- (2) 受付期間及び受付時間は厳守してください。
- (3) 参考様式がある添付書類については、原則、参考様式を使用してください。他の様式を使用する場合は、参考様式の内容が含まれていることが必要となります。また、その他本市が必要とする書類を後日提出していただくことがあります。
- (4) 提出された応募書類は返却しません。また、応募書類については、京都市情報公開条例（平成3年7月1日条例第12号）に基づく開示の対象となることがありますので御留意ください。
- (5) 以下の場合、原則、応募の無効、選定の取消し及び次回以降の応募資格の停止等として取り扱います。

なお、本規定については、本市が実施する介護保険施設等の公募（特定施設入居者生活介護、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型特別養護老人ホーム）（以下「本市公募」という。）全てに適用します。

ア 応募事業者が申請書類に虚偽の記載を行ったり重大な不備等が判明した場合、また、本件公募に関して京都市高齢者施策推進協議会委員に接触を図る等、不正な行為があった場合

イ 老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法、バリアフリー条例等の各種関係法令等に違反していることが判明した場合

なお、本市では市街化調整区域での介護保険施設等の設置は、原則、認めておりません。

ウ 選定後、計画内容について、本市の許可なく変更を行った場合

※ 選定の評価に影響するため、公募受付締切後の計画内容の変更は、行政からの指導に対応する等以外、原則、認められません。

エ 平成27年度中に開所することが不可能と認められる場合

※ 平成28年3月31日までに本市の指定を受け、開所する必要があります。

オ これまでに本市公募で選定された事業者（事業予定者を含む。また、その役員及び役員就任予定者を含む。）であって、選定時の事業計画内容が履行できず、本市の介護保険事業計画に支障を来した場合

なお、この場合において、本市公募に応募不可期間は以下のとおりです。

- ① 選定を辞退した場合、辞退した日から3年以内

- ② 本市公募案件の事業所を廃止した場合，廃止した日から3年以内
  - ③ 本市公募案件の事業所を休止した場合，再開するまで
  - ④ その他，本市公募案件で，事業計画内容が履行されていない場合，履行されるまで
- ※ ②～④については，併設事業所を含みます。**

(6) 選定された事業候補者については，応募内容の一部（事業者名，事業計画地，定員等）を本市ホームページで公表しますので御了承ください。

**【問合せ先】**

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課（介護事業者担当）  
〒604-8171  
京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階  
TEL 075-213-5871 FAX 075-213-5801